

**条件の成就の妨害等 宅建 H23-02-1 《#493》**

**【問】 正誤をつけよ。**

Aは、自己所有の甲不動産を3か月以内に、1,500万円以上で第三者に売却でき、その代金全額を受領することを停止条件として、Bとの間でB所有の乙不動産を2,000万円で購入する売買契約を締結した。乙不動産が値上がりしたために、Aに乙不動産を契約どおり売却したくなくなったBが、甲不動産の売却を故意に妨げたときは、Aは停止条件が成就したものとみなしてBにAB間の売買契約の履行を求めることができる。

**【答え】 正しい**

**《ポイント》 条件の成就の妨害等**

- 1 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が**故意にその条件の成就を妨げた**ときは、**相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。**
- 2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が**不正にその条件を成就させた**ときは、**相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。**（民法130条）